

令和元年

第 3 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和 3 4 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項および第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項第 1 号中「第 9 条第 1 項第 1 号に規定する施設型給付費の額に相当する額と、同号イに規定する市町村が定める額に給食費に相当する額として市長が定める額を加えた額を限度として規則で定める額（当該）」を「第 9 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その）」に改め、「との合計額」を削り、同項第 2 号中「第 9 条第 1 項第 2 号に規定する特例施設型給付費の額に相当する額と、同号イ（1）に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額に給食費に相当する額として市長が定める額を加えた額を限度として規則で定める額（当該）」を「第 9 条第 1 項第 2 号イ（1）の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その）」に改め、「との合計額」を削り、同条第 5 項各号列記以外の部分中「支給認定子どもが」を「教育・保育給付認定子どもが」に、「おける支給認定子どもの」を「おいて」に、「当該支給認定子ども」を「当該保育に係る教育・保育給付認定子どもの保護者または支援法第 3 0 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子ども」に、「当該時間帯と連続する前後のそれぞれの時間において当該保育を

行った時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「1日につき400円」に改め、同項各号を削る。

第7条各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

認定こども園において保育を受ける時間帯以外の時間において保育を行った場合の保育料を改定し、ならびに子ども・子育て支援法および子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため